

1、申請について	
申請書はどこでもらえますか。	市ホームページでダウンロードするか、健康増進課でお受け取りいただけます。
本人が申請できない場合、代理で申請できますか。	原則として、助成対象者（患者様ご本人）に申請をお願いしておりますが、ご本人様が申請できない場合は、他の方に申請を委任することが可能です。その場合は、申請書類に「委任状」を添付してください。なお、助成金は助成対象者の口座へ支払います。
対象者が未成年の場合はどうすればよいですか。	対象者が18歳未満の場合は、保護者が申請してください。その場合、委任状は必要ありません。なお、助成金は保護者の口座へ支払います。
郵送による申請も可能ですか。	可能です。書類等に不備があった場合は、連絡させていただく場合がありますので、申請書に記載する電話番号は日中連絡がつく番号を記載してください。連絡がつかない場合は、交付決定までに時間を要する可能性がありますので、ご注意ください。
2、対象者について	
小城市に住んでいますが、住民登録は市外です。対象になりますか。	小城市に住民登録がない場合は、申請できません。
現在小城市に住んでいますが、購入した時は別の自治体に住んでいました。対象になりますか。	申請日時点で小城市に住民登録があれば申請できます。ただし、購入日の翌日から1年以内のものに限ります。
申請日は小城市在住でしたが、申請後に転出した場合も対象になりますか。	申請時点で小城市に住民登録があれば対象となります。
転入前に他自治体で助成を受けた場合も申請できますか。	当該年度において、他自治体で同種の助成を受けている場合は対象となりません。
再発した場合や異なるがんに罹患した場合、転移した場合は再度申請可能ですか。	医療用ウィッグ、乳房補正具ごとに、1年度につき1回申請することができます。
ストレス等、がん以外の病気で脱毛した場合も対象になりますか。	がんの治療の副作用による脱毛に限ります。
現在治療を受けていませんが、過去にがん治療を受けており、その治療による脱毛症状があります。対象になりますか。	必要書類が揃えば、治療を受けた日は問いません。ただし、購入日の翌日から1年以内のものに限ります。
年齢や性別の制限はありますか。	ありません。年齢性別問わず申請することができます。
所得制限はありますか。	ありません。

3、対象経費について	
ウィッグの附属品はどこまで対象となりますか。	ウィッグ本体及びウィッグを装着するための保護ネットは対象となります。本体に含まれない附属品（ウィッグのスタンド）や日常的なケア用品（シャンプー・トリートメント・専用スプレー・クリーナー、ブラシなど）は対象となりません。
ウィッグは全頭タイプ以外でも対象となりますか。	外見上、ウィッグに見える状態（頭皮の全面に毛がついている）もの、部分ウィッグは対象となります。帽子、ターバン、スカーフは対象となりません。帽子の裾のみに毛がついているものは、対象外となります。
ウィッグは医療用に限られますか。	対象の要件にすべて該当されている場合は、医療用に限り対象となります。
ウィッグを自作したいが、材料費は対象となりますか。	対象となりません。
乳房補正具は乳がんによるものに限定されていますか。	がん種は問いません。がん治療における外見の変化をカバーする乳房補正具であれば対象になります。
抗がん剤以外の治療による脱毛で購入したウィッグも申請できますか。	がんの治療によるものであれば申請できます。
購入に伴う手数料及び送料等は助成の対象になりますか。	対象となります。
レンタル利用は対象になりますか。	対象になりません。購入の場合のみ対象となります。
補正具の購入個数は、1つに限られますか。	個数制限はありませんが、購入したものの合計金額の半額と上限額2万円を比較して低い額となります。医療用ウィッグ、乳房補正具ごとに1年度につき1回の申請となりますので、まとめて申請してください。
乳がん用バスタイムカバー（温泉入浴着）は対象になりますか。	対象となりません。

4、申請に必要な書類について	
お薬手帳の写しを提出する場合、どのページをコピーすればよいですか。	抗がん剤の処方日、処方薬が分かるページをコピーしてください。脱毛の副作用がある抗がん剤の処方が確認できることが必要です。吐き気を抑える薬や便秘薬などの副作用を抑える薬のみでは証明書類となりません。
治療を証明する書類がありません。どうしたらよいですか。	治療を受けた医療機関に証明書の作成を依頼してください。証明書発行手数料も助成の対象となります。ホームページの証明書（様式）をご利用ください。
領収書の様式は決まっていますか。	領収書の様式は問いませんが、宛名（フルネーム）、購入日（発行日）、購入金額、金額内訳、領収書発行者の名称、住所の記載等が必要です。
領収書に金額の内訳の記載がないが、どうすればよいですか。	購入明細書や納品書など、内訳の内容が確認できる書類を提出してください。
インターネット（クレジットカード決済）で購入したため領収書がありません。	領収書の代わりに、支払いしたことがわかるものと、①宛名②購入日③購入金額④金額の内訳⑤購入先の名称及び住所が確認できるものをご提出ください。 例）クレジットカード会社からの請求明細の原本（支払いしたことがわかるもの、①宛名、②購入日、③購入金額）＋申込の受注確認メールをプリントアウトしたもの（④金額の内訳⑤購入先の名称・住所）
インターネットバンキングで、通帳がありません。	通帳以外で口座番号等が確認できるものをご用意ください。
領収書は原本ではなく、コピーしたものでもよいですか。	領収書は原本の提出をお願いします。申請時に当市の受付印を押ささせていただき返却します。郵送の場合は、交付決定通知書に同封して返却します。
5、その他	
インターネットで購入（クレジットカード）した際、付与されるポイントを利用しましたが、ポイント分は補助対象になりますか。	ポイント利用分の額は補助対象外となります。 (例)22,000円のウィッグを貯まっていた4,000ポイント分利用した。実際の支払額は18,000円であるため、助成金額は18,000円となります。
医療用ウィッグや補正具にどんなものがあるのか、どれを選んだらよいのかわかりません。また、治療や療養生活についても悩んでいます。どこに相談したらよいでしょうか。	病院の医療福祉相談室やがんサロン、国立がん研究センターホームページの「がん情報サービス」でも紹介しています。